

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）及び岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年岐阜県条例第 33 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の改正

(1) 給料表

給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 2 の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級及び 9 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 6 条第 3 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 13,000 円とすること。

イ 地域手当について

地域手当の支給割合を、次に掲げる表の級地の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合とすること。

級地	支給割合
1 級地	100 分の 20
2 級地	100 分の 16
3 級地	100 分の 12
4 級地	100 分の 8
5 級地	100 分の 4
6 級地	100 分の 1.8
7 級地	100 分の 1

ウ 通勤手当について

(ア) 1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

(イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

エ 管理職員特別勤務手当について

管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)の管理職員特別勤務手当を支給すること。

オ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当について

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 12 条の 3 の規定による地域手当、住居手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

2 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。
- (3) 6 月及び 12 月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 改定の実施時期

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 扶養手当について

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

イ 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

ウ その他所要の措置

ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。